

「円山コンサート」企画・運営業務委託募集要項

1 目的

この要項は、「円山コンサート(フォークコンサート及びカントリーミュージックコンサート)」事業の企画及び運営に関し、プロポーザル方式により業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

2 委託予定上限額

金 6,904,000 円(税込) (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

3 業務内容

別紙2「仕様書」を参照のこと。

4 参加資格

受託候補者の指名に当たっては、次の資格要件を全て満たしていることを前提とする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、次に掲げる資格を有し、それを証明する書類を提出すること。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ウ 引き続き2年以上当該営業を営んでいること。
 - エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
 - オ 京都市の市民税、固定資産税の未納がないこと。
 - カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
 - キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (2) 契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の処分を受けていないこと。
- (3) 過去3年間に音楽に係る催事(規模500人以上)運営等の業務実績を有すること。
- (4) 過去3年間に(3)の業務実績を有する統括責任者を配置できること。

5 参加業者の受付・提案書の提出

- (1) 提出資料 ※4部のものは正本1部と複写3部でよい。
 - ア 参加申込書(第1号様式) 1部
 - イ 4(1)の参加資格を満たすことを証明する書類
(京都市競争入札参加資格を有しない場合)(会社案内、登記簿謄本等) 各1部
 - ウ 業務実績調書(第2号様式) 4部
 - エ 企画提案書(第3号様式) 4部
 - オ 見積書(第4号様式) 4部
- (2) 応募方法
 - 5(1)提出書類の提出をもって本募集に応募したものとする。
 - ア 参加申込書(印不要)
 - (ア) 提出期限：令和2年5月19日(火)午後5時まで(必着)
 - (イ) 提出先：参加申込書(第1号様式)に必要事項を記入の上、電子メール又は

FAX(電話で着信確認をすること)により、ウの提出先に提出
イ 仕様書等に関する質疑応答

(ア) 質問期限：**令和2年5月19日(火)午後5時まで(必着)**

※期限後の質問は、一切受け付けない。

(イ) 質問方法：電子メール又はFAX(電話で着信確認をすること)によりウの提出先に提出

(ウ) 質問様式：任意であるが、以下の項目を明記のこと。

- ・件名は、『「円山コンサート」企画・運営業務』質問とすること。
- ・質問者の会社・団体名、部署名、担当者の氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

(エ) 回答方法：参加申込書提出者に令和2年5月22日(金)までに電子メール又はFAXにより回答

ウ 5(1)提出書類イ～オの提出期限及び提出先

(ア) 提出期限：**令和2年6月2日(火)午後5時まで(必着)**

(イ) 提出方法：郵送により提出

(ウ) 提出先：

〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地Y・J・Kビル2階
京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課(担当：三原，大石)
電話：075-366-0033 FAX：075-213-3181 Email：bunka@city.kyoto.lg.jp

6 提出資料について

本実施要項及び仕様書を熟読のうえ、書類を提出すること。

(1) 業務実績調書 **第2号様式**

過去3年間における音楽に係る催事(規模500人以上)運営等業務の実績について記載すること。複数の業務実績を有する場合は、内容等が本業務に最も類似していると思われるもの1件を提出すること。

(2) 企画提案書 **第3号様式**

企画提案書類の表紙として使用し、提案書には以下の内容を必ず記載すること。

ア 企画提案

- ・本業務の企画(規模や企画概要・運営スケジュールなど)について具体的に記載すること。
- ・運営及び広報の手法(チケット販売の具体的な手法)について記載すること。

イ 業務実施方針

本業務における取組方針、取組体制、配慮する事項について記載すること。

ウ 業務実施手法

独自の工夫や強みについて具体的に記載すること。

(3) 見積書 **第4号様式**

本業務の受託見積金額(消費税及び地方消費税を含む。)を本様式に記入し、本様式とは別に応募者で使用している様式での見積書(全体の収支・内訳付き)も提出すること。

7 審査方法

提出された「業務実績調書」、「企画提案書」及び「見積書」について、審査委員会において、『「円山コンサート」企画・運営業務に係る事業者選定評価基準及び評価点』に示す項目によって総合的に評価し、業務受託候補者1者を選定する。

なお、参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。また、必要に応じて参加者にヒアリングを実施する場合がある。その場合には、参加者に別途通知する。

評価点が60点未満の場合は選定しない。

審査結果については書面により通知する。又、選定の結果、参加した事業者及び評価点を公表する。

なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。

8 契約の締結

選定された候補者については、契約内容についての交渉を行い、契約条件について合意した後に契約を締結する。

ただし、候補者と契約条件について合意に達しなかった時は、候補者に次いで評価の高かった者を候補者として契約交渉を行う。当該候補者について契約条件の合意に達しなかった時も同様とする。

9 その他重要事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限以降における資格確認書類、企画提案書の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等があるときで、本市の承諾を得た場合のほかは認めない。
- (4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがある。
- (5) 企画提案書に記載された見積金額が予定価格を超えた場合は、失格となる。
- (6) 参加資格確認書類又は企画提案書に虚偽の記載をした場合は、資格確認書類又は企画提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対してはその名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合がある。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合がある。
- (7) 本業務の受託によって、本件に関連する業務等を優先的に受託できることはない。また、関連する業務の受託資格に影響を及ぼすこともない。

「円山コンサート」企画・運營業務に係る事業者選定評価基準及び評価点

1 概要

- (1) この基準は、「円山コンサート」企画・運營業務に係る企画提案書の評価基準及び評価点を定めるものである。評価基準及び評価点は、「2 企画提案書の評価基準及び評価点」によるものとする。

- (2) 評価者がそれぞれ採点した評価点の平均値を提案書の評価点とする。

【評価者】 委員長 文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課事業推進担当課長
 委員 文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課振興係長
 委員 文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課振興担当職員

2 企画提案書の評価基準及び評価点

(1) 評価基準

ア 業務体制・事業実績

評価項目		評価事項	評価		
			A (5点)	B (2.5点)	C (0点)
(ア)	業務実績	類似業務実績の有無（規模、内容等）、及び本事業に類似しているか	大半が類似している	一部が類似している	類似していない実績がない

イ 業務実施方針等

評価項目		評価事項	評価				
			A	B	C	D	E
(ア)	企画提案	企画概要は本事業の趣旨に合っているか	きわめて良好 (10点)	良好 (8点)	普通 (6点)	やや不十分 (4点)	不十分 (2点)
		事業の規模が充実した内容であるか	きわめて良好 (15点)	良好 (12点)	普通 (9点)	やや不十分 (6点)	不十分 (3点)
		話題性・集客性が見込めるか	きわめて良好 (15点)	良好 (12点)	普通 (9点)	やや不十分 (6点)	不十分 (3点)
		広報宣伝活動ができているか	きわめて良好 (15点)	良好 (12点)	普通 (9点)	やや不十分 (6点)	不十分 (3点)
		企画提案に具体性、実現性があるか	きわめて良好 (15点)	良好 (12点)	普通 (9点)	やや不十分 (6点)	不十分 (3点)
(イ)	業務実施方針	本業務における取組方針、取組体制は妥当であるか	きわめて良好 (5点)	良好 (4点)	普通 (3点)	やや不十分 (2点)	不十分 (1点)
(ウ)	業務実施手法	業務の進め方は妥当であるか	きわめて良好 (5点)	良好 (4点)	普通 (3点)	やや不十分 (2点)	不十分 (1点)

ウ 見積金額

評価項目		評価事項	評価
(ア)	見積金額	見積金額が上限を超えていないか	見積額が予定価格以下の場合 (10点) 見積額が予定価格を超えた場合 (失格)

エ 京都市公契約基本条例との関係

評価項目		評価事項	評価
(ア)	京都市公契約基本条例	本市に本店又は主たる事務所を有する中小企業者かどうか	該当する (5点) / 該当しない (0点)